

平成23年4月4日

優良圧接会社認定制度改正に関するご質問に対する回答

公益社団法人日本鉄筋継手協会  
優良圧接会社認定委員会

〈委員会より説明会に参加された皆様へ〉

優良圧接会社認定制度改正説明会へのご参加及びFAXによるご質問をお寄せいただきまして誠にありがとうございました。

今回の説明会の中で質疑応答の時間を設けずに、ご質問をFAXによる受付としたのは様々なご質問について正確に回答するために、このような方法をとらせていただきました。

当協会にお寄せいただいたご質問について委員会において内容を確認して、次のとおり回答いたします。

また、重複したご質問内容については、代表的なご質問を選出し、回答いたしましたので、ご了承ください。

Q 1.

- ・有効期間3年間で2年目の書類審査が廃止されたとのことであるが、3年目に出す更新申請時のデータは何年分を審査するのか。
- ・新規申請会社は1年間の書類が審査の対象となるが、更新申請会社は3年分が審査の対象となるのか。
- ・審査書類はH22年分を用意して置けばよいのか。書類によってはデータ保管されているものもあり、審査の際に印刷しておきたい。必要な年度分が明確にわかれば助かります。

A 1.

- ・新規申請の場合は、申請会社によって自社の品質マニュアルの整備等、優良圧接会社の認定取得のための取り組みが異なるため、さかのぼれる期間を定めることは難しく、公平性を考慮して、申請年度の前年度1年分の書類を審査の対象としています。
- ・更新申請の場合は、新規申請の場合と違い、優良圧接会社の認定期間の全期間において優良圧接会社として相応しい品質管理体制が的確かつ継続的に運用されており、どの時点においてもトレサビリティがあると考えられるため、優良圧接会社としての認定期間分について審査を行うこととしています。ただし、認定期間分のすべての書類を提出することは困難なため、提出書類としては申請年度の前年度1年分としています。
- ・なお、提出書類以外に現地審査で確認する書類についてデータで保管されているものがある場合は、その状況をご説明いただいて、確認することとし、審査のためだけにその書類等をあらためて印刷していただく必要はありません。

【優良圧接会社認定実施細則 4. 認定申請に必要な書類】

Q 2.

- ・認定申請時に社員の退職により、手動ガス圧接技量者4種が2名以上いない場合、申請は可能か。
- ・認定申請後に手動ガス圧接技量資格4種2名のうち1名が退職した場合、現地審査時に2名になっていれば、審査基準に適合するのか。

A 2.

- ・認定申請書には、申請者自らが行う申請時のチェックリストがあり、チェックの各項目の内容がすべて認定要件を満足していなければ申請書を提出することはできません。したがって、認定申請時点で手動ガス圧接技量資格4種2名以上が所属していなければ、当然、認定申請をすることができません。
- ・認定申請後に技量資格者の異動等により申請会社に手動ガス圧接技量資格4種2名以上が所属していなかった場合、申請から2～4ヶ月後に開始される認定審査時点で手動ガス圧接技量資格4種2名以上が申請会社に所属していることが審査員により確認できれば、審査を継続して行います。

【優良圧接会社認定実施細則 3. 認定申請の要件】

【優良圧接会社認定実施細則 優圧-様式-01優良圧接会社認定申請書】

Q 3.

- ・現場審査が午前中に行われることになったが、時間はどの程度なのか。工事所（施工現場）のすべてが好意的に受け入れてくれるとは限らないため、あらかじめ工事所への連絡が必要であり、その場合、時間についても制約される可能性があるか。
- ・以前の審査で、審査当日が雨天のため、16時頃まで事務所審査があった。今回の改正では、雨天等で現場審査が延期になった場合、どのようになるのか。「午前中のみ」、「1日中」等の規定はあるのか。

A 3.

- ・平成23年度より現地審査（現場審査及び事務所審査）の方法が改正され、まず初めに現場審査を行い、続いて事務所審査を行うこととなりました。

今回の改正では、審査員は、現地審査がすべて終了した時点で、審査結果の記録として「優良圧接会社審査記録」を作成し、申請会社事務所にてその審査記録を説明し、確認することとしていることから、現場審査をまず初めに行うこととなりました。

なお、現場審査の所要時間は、現場の都合に左右されますので特に規定していませんが、午前中、1時間程度と考えていただいで結構です。

- ・審査当日急に雨が降り出したような場合は、事務所審査のみにて審査を行い、後日、現場審査のみを行う場合があります。当日その事務所審査の結果については審査記録を説明し、申請者及び審査員の両方で確認することとし、記録の写しを申請者に渡します。後日、現場審査のみを行った場合は、その現場審査に関する審査記録の写しを後日協会事務局より送付します。

【優良圧接会社認定実施細則 10. 審査記録】

Q 4.

- ・ 認定の保留の場合、優良圧接会社ではなくなってしまうのか。優良指定で現場に入り、優良認定審査で認定の保留となって優良を失効し、工事の途中で圧接できないとなれば請負契約違反となってしまう。対策を明確にして欲しい。
- ・ 協会のホームページで公表されたら今後の営業に支障をきたしてしまう。

A 4.

認定の保留となった場合は、優良圧接会社の認定期間経過後、直ちに優良圧接会社ではなくなります。

- ・ 優良圧接会社認定実施細則に認定要件が明確に記載されており、申請者自身が認定要件に対する準備状況、適合状況が確認できる状態となっていますので、認定申請の時点で、十分な認定の事前準備とその対策を講じてください。
- ・ 即ち、優良指定でガス圧接施工現場に入場されている優良圧接会社は、当然、優良圧接会社としての要件を満たしているからこそ優良指定によるガス圧接施工が許されているわけで、申請者の責任において認定の保留又は認定不可になった場合の対策を講じておく必要があります。

認定不可又は認定の保留となった場合は、認定状態に無いためホームページで公表することとなっており、その場合の営業対策も講じておく必要があります。

【優良圧接会社認定規定 19. 認定の保留の取扱い】

【優良圧接会社認定実施細則 13. 認定の保留、14. 認定の保留に対する是正】

Q 5.

- ・ チップソーは、専属下請が個人で購入しており、不明な場合はどうしたら良いか。
- ・ チップソーは、専属下請が個人で購入しているので使用枚数が把握できない。また、外注依頼した現場では、チップソーの使用枚数についてどのように把握するのか。
- ・ チップソーは協会認定品でないといけないのか

A 5.

- ・ 平成23年度の認定申請書の提出までに、貴社の専属下請者に鉄筋冷間直角切断機の使用実績とチップソーの購入状況を報告するように指導していただき、その報告書における専属下請者の使用枚数及びその間に専属下請者が施工した圧接箇所数を確認しておく必要があります。なお、この件については、外注依頼（応援依頼）についても同様の方法での把握が必要となります。
- ・ また、協会の認定を受けている鉄筋冷間直角切断機は、その機器の性能と共にチップソーの性能も併せて認定されていることから、鉄筋冷間直角切断機及びチップソーは必ず協会認定品を使用して下さい。

【優良圧接会社認定実施細則 9. 審査基準】

Q 6.

- ・ 手動ガス圧接4種の技量資格者2名以外に鉄筋継手部検査技術者が所属していることが必要となっている。解釈すると技量資格者以外に専任で鉄筋継手部検査技術者が必要となるのか？

A 6.

- ・ 専任の鉄筋継手部検査技術者が所属していることは、優良圧接会社認定の要件とはしていません。

優良圧接会社の圧接施工体制の要件として、申請者の自主管理（パトロール）の規定に自主管理（パトロール）の実施回数、実施内容及び実施方法がきめ細かく記載されることとなっています。その記載内容には圧接技量資格者が施工した圧接部を自ら検査することを認めていません。

しかしながら、認定の最低要件である手動ガス圧接技量4種の技量資格者2名が、それぞれ鉄筋継手部検査技術者資格を保有している場合は、一方の手動ガス圧接技量資格者が圧接した圧接部をもう一方の鉄筋継手部検査技術者が自主管理（パトロール）として検査することが可能となります。

このことから2名しかいない圧接会社であっても、2名とも手動ガス圧接技量資格4種及び鉄筋継手部検査技術者資格を保有している場合は、優良圧接会社の認定申請を行うことができることとなります。

【優良圧接会社認定実施細則9. 審査基準Ⅱ技量資格者5）】

Q 7.

- ・ 全技量者への教育の場合、欠席者はどのように対処するのか。
- ・ 再発防止の教育の時期はどの位の時期に行うのか。

A 7.

- ・ 欠席者に対する対応は、各々の優良圧接会社によって異なることと思いますが、欠席者だけを後日集めて教育を行う、仕事の割り振りにより日程を決定して欠席者を数人ずつ分けて同様の教育を行う等でも良いと思います。

- ・ 再発防止教育は、定期教育とは違い、施工したガス圧接継手に重大な問題が発生した場合が想定されますので、不具合等の発生後、速やかに行うことが望まれます。なお、再発防止の教育は、教育規定又は不具合の是正措置規定等に定められるべきものです。これらの規定がない圧接施工会社は優良圧接会社としての認定を受けることはできません。優良圧接会社は、その規定に基づき再発防止教育を全技量資格者に行っていただく必要があります。【優良圧接会社認定実施細則9. 審査基準Ⅵ】

【優良圧接会社認定実施細則9. 審査基準Ⅶ】

Q 8.

- ・優良圧接会社のメリットは日本鉄筋継手協会が優良認定していることで品質管理を担保しており、優良圧接会社に応援依頼した場合は、相手の品質管理マニュアルに従い品質管理パトロールを実施しているため、自社施工分のみの品質パトロールでOKであった。今回からそれが駄目になると優良のメリットがなくなってしまう。優良圧接会社の検査は免除して欲しい。

A 8.

- ・今回の改正前の優良圧接会社認定制度における規定、実施細則には、優良圧接会社の品質管理パトロールに関して、外注依頼（応援依頼）により施工した現場のパトロールを行わなくても良いとの記述はありません。貴社が受注し、外注依頼（応援依頼）した圧接施工会社が優良圧接会社であっても貴社の品質管理に基づいて適切な施工が行われているかを確認することは依頼元としての貴社の品質管理上当然のことであり、怠ることはできません。したがって、貴社の品質管理マニュアルの定めに従わず、外注依頼（応援依頼）をした圧接施工会社の品質マニュアルの定めに従うなどは、認定規定を誤解したまま運用されている可能性があり、貴社の外注施工管理に関する規定及び外注契約内容等を再検討していただく必要があります。

【優良圧接会社認定実施細則9. 審査基準V. 検査システムの整備・確立】

【優良圧接会社認定実施細則9. 審査基準IX. 外注施工管理】

Q 9.

- ・手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接の各々の継手の優良認定になるとのことであるが、自動ガス圧接を使用する現場が優良圧接会社の指定であった場合、自動ガス圧接の優良認定を持っていないとできないのか、また、その場合、即時、認定取得したい場合はどのようにすれば良いのか。
- ・自動ガス圧接と熱間押抜ガス圧接に必要な書類は施工要領書と作業手順書で良いのか。

A 9.

- ・当該年度は即時、認定取得はできない状況です。認定申請（新規・更新）時点で申請することをお勧めします。
- ・今回の改正から認定範囲を明確にすることとなりましたので、ご質問のように直ぐに自動ガス圧接の施工が必要であることが予測される場合には、自動ガス圧接施工要領書及び自動ガス圧接作業手順書を優良圧接会社の認定申請（新規・更新）時点で審査書類として提出し、認定を受けておく必要があります。優良圧接会社として手動ガス圧接の認定しか受けていない場合は、優良指定による自動ガス圧接の現場で、自動ガス圧接施工を行うことはできないこととなりますので、ご注意下さい。なお、熱間押抜ガス圧接についても同様です。

【優良圧接会社認定実施細則 4. 認定申請に必要な提出書類 表1 5)④⑤の作成上の注意事項を参照】